# 第1節 特殊銀行の概要

日本開発銀行は、「長期資金の供給を行うこと等により産業の開発及び経済社会の発展を促進するため、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを目的とする」金融機関である(「日本開発銀行法」(昭和26年法律第108号)第1条)。同行の業務は国内資金の出資及び融資、外貨貸付、外貨保証の3つに大別される。昭和60年の「日本開発銀行法」改正により、出資機能の整備が図られ、出資対象事業は政令で定められることとなった。設立当初は、電力、海運、石炭、鉄鋼の基幹産業への融資に重点が置かれていたが、表2-2-1に示したとおり、次第に資源エネルギー、都市開発、技術振興へ融資の比重が高まり、平成元年度以降は資源エネルギー、インフラ整備、地方開発、産業構造調整等の分野に業務を拡張している。1)

日本輸出入銀行は、「金融上の援助を与えること等により本邦の外国との貿易を主とする経済の交流を促進するため、一般の金融機関が行う輸出入及び海外投資に関する金融等を補完し、又は奨励することを目的とする」金融機関である(「日本輸出入銀行法」(昭和25年法律第268号)第1条)。同行の業務は、国内貸付、対外直接貸付、出資、債務保証の4つに大別される。国内貸付には、輸出入金融(本邦業者、外国法人の輸出入に必要な資金の融資又は当該資金の融資を行った市中銀行に対する手形割引)、技術提供金融、海外投資金融、海外事業金融がある。対外直接貸付には、タイド・ローン、アンタイド・ローン、外国政府等に対する投資金融、リファイナンスがある。従来は船舶・プラントの輸出金融が中心であったが、図 2-2-1に示した金融目的別の融資承諾比率の推移をみると、輸出金融の占める割合が大幅に低下してきており、代わって直接借款(特にアンタイド・ローン)、輸入・投資金融が業務の中心となってきていることが確認できる。また、貸付先を国別にみると、表 2-2-2に示したようにア

ジアの比率が高まる傾向にあり、後述するアジア通貨危機への支援のため、平成10年度のアジア比率は特に高まった。<sup>2)</sup>

以上のような両行の業務の原資となったのは、政府の出資金、資金運用部からの借入金、政府保証の外債等であった。平成元年度以降で顕著だったのは、開銀への出資金の追加である。平成元年度末の出資金は、開銀2339億円、輸銀9673億円であった。表 2-2-3によれば、平成4年度以降、経済対策等への財政的な措置として開銀への出資金が毎年度追加され、平成11年9月末では、開銀6991億2500万円、輸銀9855億円となった。なお、輸銀については、もともと出資金額が大きかったため、微増にとどまった。

次に、収支動向を確認する。開銀の新規貸付けは、平成元年度から平成5年度まで対前年比6%以上伸び続け、特に平成3年度及び平成4年度は後述する政府の経済対策の実施もあり30%以上も伸び、平成5年度には年間出融資額が2兆7425億円でピークとなった。その後、新規貸付けは漸減したが、平成10年度には民間金融機関の貸し渋り対策の実施に伴い再び増加に転じている。一方、輸銀については、平成元年度から平成5年度までは、国際収支の不均衡拡大に対応する資金還流措置の一環として、アジア向けの融資が大幅に伸びたことや、円高の高進及びグローバルな企業経営戦略の進展等を背景とした日本企業の海外投資の活発化により、新規貸付けが増加した。その後、平成6年度から平成8年度は、資金需要の停滞に伴い新規貸付けの伸びが鈍化し、繰上償還も増加した。平成9年7月に発生したアジア通貨危機に対して大型の金融支援を行ったため、アンタイド・ローン等が7381億円(融資実行額ベース)伸び、平成9年度、平成10年度は新規貸付けが大幅に増加した。3)

開銀の収支は基本的には貸付金利回りが調達コストを上回る順鞘基調であるが、平成元年度から平成3年度は利鞘が縮小し、平成2年度は逆鞘に転じている。この要因には貸付金利息と資金運用部からの借入金、外債等の支払利息の差が縮小したことが挙げられる。資金運用部の利率は平成2年度以降低下の一途をたどっており、これに伴って調達コストも低下したが、その一方で貸付利率がそれを上回るテンポで低下したため、結果として利鞘は大きく縮小した。輸銀の運用利回りは平成7年度まで一貫して逆鞘であったが、金利の低下や採算管理の見直しの影響もあって平成8年度から順鞘に転じている。4)

特殊銀行の利益金の処分及び国庫納付金については、「日本開発銀行法」第

36条及び「日本輸出入銀行法」第38条において、損益計算上の利益金が生じた際には「当該利益金の100分の20に相当する額」、「毎事業年度末における貸付金残高の1000分の3に相当する額(その額が当該利益金の額を超えるときは、当該利益金の額)」のいずれか多い額を準備金として積み立て、積立額を控除した額を翌事業年度の5月31日までに国庫に納付しなければならないとされている。平成元年度以降の開銀、輸銀の利益金処分の推移を表 2-2-4に示した。開銀では昭和26年度より絶え間なく国庫納付を行ってきたが、上述の利鞘縮小に伴う利益金の減少により、平成6年度の12億円を最後に平成7年度から平成10年度は国庫納付がゼロとなった。5)一方、輸銀は、昭和26年度から昭和30年度まで5年連続で国庫納付を行った後は昭和52年度まで国庫納付はゼロであったが、昭和57年度、昭和59年度と納付した後は、厚い自己資本が経営の安定に寄与したこともあり、平成元年度以降一貫して国庫納付を行っている。

#### [注]

- 1) 日本開発銀行の創業から合併までの沿革については、日本政策投資銀行編『日本開発銀行中』(平成14年) を参照。
- 2) 日本輸出入銀行の創業から合併までの沿革については、国際協力銀行編『日本輸出 入銀行史』(平成15年)を参照。
- 3) 会計検査院『平成12年度決算検査報告』826ページ。
- 4) 日本開発銀行の政府借入金は、昭和61年度より簡易生命保険特別会計から、また、 昭和62年度より社会資本整備促進のための融資原資として産業投資特別会計からの借 入れが開始されたが、いずれも融資目的を限定したものであった。
- 5) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』(平成14年、日本政策投資銀行)697-699ページ。

	耒	2-2-1	日本開発銀行の業種別出融資の推利
--	---	-------	------------------

昭和59~63年	<b></b>	平成元~5年度				
資源エネルギー	37.0%	資源エネルギー	29.7%			
都市開発	16.5%	生活・都市基盤整備	23.1%			
技術振興 14.3%		基幹交通体系整備	15.0%			
地方開発	10.9%	情報・通信基盤整備	10.2%			
その他	8.3%	地方開発	10.0%			
国民生活改善	6.9%	国際化・産業構造調	整 5.5%			
海運・航空機	6.0%	産業技術振興	5.0%			
合計	100.0%	その他	1.6%			
		合計	100.0%			

平成 6~1	0年度
豊かな生活	64.1%
創 造	04.170
自立型地域	19.6%
創 造	19.0%
経済活力	16.3%
創 造	10.5%
合計	100.0%

- (注) 1. 「社会資本整備促進」は含まない。
  - 2. 小数点第2位以下を切り捨てているため、100.0%にならないことがある。
- (出所) 大蔵省(財務省)『財政金融統計月報』「政府関係機関特集」各号により作成。

昭和 59~63年度 18.9% 13.9% 22.0% 45.1% ■輸出金融 平成元~5年度 5.4% 13.7% 28.7% 52.1% □輸入金融 □投資金融 □直接借款 平成6~10年度44%5.5% 17.2% 72.9% 0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

図 2-2-1 日本輸出入銀行の金融種類別融資承諾比率の推移

- (注) 小数点第2位以下を切り捨てているため、100.0%とならないことがある。
- (出所) 大蔵省(財務省) 『財政金融統計月報』「政府関係機関特集」各号により作成。

表 2-2-2 日本輸出入銀行の地域別承諾状況

(単位:百万円)

	平成元年度		平成5年度		平成10年度				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額			
アジア	186	463,324	160	518,251	477	2,352,955			
大洋州	23	39,007	44	52,084	27	16,868			
ヨーロッパ	67	178,815	139	259,842	35	367,730			
中東	4	7,739	11	48,834	6	126,860			
アフリカ	41	92,000	28	53,065	6	10,258			
北米	164	399,401	85	208,064	83	331,713			
中南米	47	497,610	26	74,041	44	326,886			
国際機関等	2	15,700	2	13,500	_	_			
その他	_	_	12	23,377	3	1,608			
合計	534	1,693,596	507	1,251,057	681	3,534,879			

(出所) 国際協力銀行編『日本輸出入銀行史』(平成15年、国際協力銀行) 385-386ページにより作成。

表 2-2-3 特殊銀行の出資金の追加額と平成11年9月末の出資残高

(単位:億円)

			(単位・18円)
	日本開発銀行	日本輸出入銀行	備考
平成元年度	2,339	9,673	
平成4年度	53	97	補正予算
	163	_	1次補正予算
平成5年度	35	85	2 次補正予算
	130		3次補正予算
平成6年度	250	-	2 次補正予算
	130	_	当初予算
平成7年度	17	_	1次補正予算
	115	_	2 次補正予算
平成8年度	90	-	当初予算
平成9年度	95		当初予算
	115	_	当初予算
平成10年度	243	_	1次補正予算
	3,121	_	3次補正予算
平成11年度	95	_	当初予算
平成11年9月末	6,991	9,855	

<sup>(</sup>注) 1. 単位未満切捨て。

<sup>2.</sup> 平成元年及び11年9月末の数値は出資残高。

<sup>(</sup>出所)『国の予算』各年度により作成。

表 2-2-4 特殊銀行の利益金処分

(単位:億円)

		日本開発銀行		日本輸出入銀行			
	到光人			利益金			
	利益金	積立金	国庫納付金	(一般勘定)	積立金	国庫納付金	
平成元年度	379	269	110	367	171	196	
平成2年度	364	288	76	306	197	108	
平成3年度	426	318	108	343	229	114	
平成4年度	446	367	79	366	248	117	
平成5年度	490	418	72	425	259	165	
平成6年度	464	451	12	433	262	171	
平成7年度	394	394	_	433	269	163	
平成8年度	469	469	_	495	275	220	
平成9年度	432	432	_	582	299	282	
平成10年度	406	406	_	668	355	312	
平成11年度	229	229	_	398	199	419	
平成12年度	-141	_	_	818	409	409	

<sup>(</sup>注) 平成11、12年度はそれぞれ日本政策投資銀行、国際協力銀行(国際金融等勘定)の利益金。

<sup>(</sup>出所) 大蔵省(財務省) 主計局編『決算の説明』各年度により作成。

# 第2節 「日本開発銀行法」・「日本輸出入銀行法」の改正

平成元年度から平成11年10月までに「日本開発銀行法」は4度、「日本輸出入銀行法」は2度の改正がなされた。以下では、両法の改正の経緯とその概要について時系列順に確認する。

## 1 「日本開発銀行法」・「日本輸出入銀行法」の改正(平成元年6月)

### (1) ECU 債の発行規定の追加

平成元年6月、「日本開発銀行法」及び「日本輸出入銀行法」は同時に改正された。両法の改正の趣旨は、累積債務問題の解決、地域経済の活性化・多極分散型国土の形成という緊要の課題に応えるため、民間金融の質的補完、奨励を行う観点から両銀行の機能を拡充することであった。1)

両法に共通の改正点は、ECU (欧州通貨単位)債の発行に関する規定の追加である。開銀では、昭和35年の法改正により外債発行による資金調達が可能となり、主としてスイスフラン、ドイツマルク、ユーロドル建ての外債発行を行っていた。また、輸銀でも開銀に倣い、昭和51年の法改正で外債発行が可能となり、昭和57年から発行を開始した。ECUとは、欧州12か国の各通貨を一定の比率で組み合わせた複合通貨単位である。ECU は個々の構成通貨に比べて価値が安定しており、当初は欧州の中央銀行の準備通貨として使用されていたが、民間の国際貿易、国際金融取引の手段として用いられるようになっており、両特殊銀行とも ECU 債の発行を模索していた。そこで、外債発行について規定した「日本開発銀行法」第37条の2及び「日本輸出入銀行法」第39条の2の「外国通貨」に「2以上の国の通貨の価値を合成した計算単位で国際的に用いられるものを含む」というただし書を追加し、ECU 建ての外債発行を可能にした。

## (2) 「立ち上がり支援資金|貸付の追加と与信限度倍率の引上げ

「日本開発銀行法」の独自の改正点は、第18条改正による立ち上がり支援資

金貸付の追加と受信・与信倍率の引上げである。業務範囲は、「日本開発銀行法」第18条第1項に規定されており、開銀の融資する「開発資金」は設備資金と非設備資金に大別され、昭和60年の法改正で研究開発資金への融資制度が新たに導入されていた。地方における社会資本整備事業は、立ち上がり期の事業者の初期負担が大きく、民間金融のみでは適切な対応が困難な場合が多いことにかんがみて、「産業の開発及び経済社会の発展に寄与する設備」が「大蔵大臣の定める事業の用に供されるものである場合」には「当該設備の取得等に関連する当該事業に必要な資金」(立ち上がり資金)の融資が可能となった。

また、開銀の借入金及び債券発行額については、「日本開発銀行法 | 第18条 の2第1項で自己資本を基準に限度が定められており、昭和47年6月の第9次 改正で受信限度が自己資本の6倍から10倍に引き上げられて以来据え置かれて いた。また、与信限度は、同条第2項において自己資本と第1項の規定による 借入金及び債券発行額を超えないこととされており、受信限度倍率に連動して いた(受信限度+1倍)。開銀の資本金は、「日本開発銀行法|第4条で「政府 の産業投資特別会計からの出資金2339億7100万円 | とされ、昭和30年10月以来 据え置かれていた。準備金は、昭和56年の「財政運営に必要な財源の確保を図 るための特別措置に関する法律 | (昭和56年法律第39号) により「日本開発銀行 法 | 第36条の法定準備金積立率が昭和56年度から昭和59年度の期限付きで1000 分の7から1000分の5に引き下げられ、更に第10次改正で上述の1000分の3に 引き下げられており、自己資本の充実は抑制される傾向にあった。しかしなが ら、この改正では開銀の増資は行われず、差し当たり地域活性化等の要請に応 えるため、社会資本整備事業、地域開発事業等の分野での資金ニーズに的確に 対応できるよう受信限度を10倍から11倍に引き上げ、与信限度もこれと連動し て11倍から12倍に引き上げられた。

## (3) 業務の拡充と外資余裕金運用の弾力化

「日本輸出入銀行法」の独自の改正点は、第18条改正による出資業務の創設、保証業務の拡充、アンタイド・ローンの拡充、そして第40条改正による外資余裕金運用の弾力化であった。「日本輸出入銀行法」第18条では日本輸出入銀行の業務範囲を規定しており、従来は貸付業務と保証業務に限定されていたが、第10号に「本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流を促進

するため、本邦外において事業を行う者(専ら海外投資を目的とする本邦法人で 当該事業を行う者に対し出資するものを含む。)に対して、海外経済協力基金が 「海外経済協力基金法」(昭和35年法律第173号)第20条第2号に規定する出資を することとした場合を除き、大蔵大臣の認可を受けて、当該事業に必要な資金 の出資をすること」という項目が追加され、新たに出資業務を行うことが可能 となった。同じく第8号では、取得可能な債券を外国政府の発行する債券に限 定していたが、貸付け範囲の拡大に併せて外国金融機関等が発行する公社債に までその範囲を拡大した。

アンタイド・ローンは、「日本輸出入銀行法」第18条第8項で「本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流を促進するため」、一定の貸付先に対して、「その本邦外において行う事業」、「当該外国への物資の輸入」又は「技術の受入れ」に必要な長期資金を貸し付けることができるとされていた。そして、その貸付先としては、「外国政府等」、「外国の銀行その他の金融機関」が認められていたが、新たに「大蔵大臣が定める外国法人」が追加され、民営化企業や第三セクター等の公共性・公益性の高い事業を行う法人が指定された。また、取得対象債券の範囲も貸付先の範囲拡大に併せて拡充された。保証業務については第18条第10項から第13項で規定されていたが、新たに第14項として「出資を受けた者がその行う事業に必要な長期資金の借入れをする場合において、当該長期資金に係る債務を保証」すること、及び「当該長期資金に係る債務を保証」することが認められた。これによって輸銀が出資を受けた者の借入れを保証することが認められた。

以上の改正点を盛り込んだ「日本開発銀行法の一部を改正する法律案」及び「日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案」は、平成元年2月28日に閣議決定され、3月22日に国会に提出された。そして、6月9日に衆議院で可決、6月22日に参議院で可決・成立し、6月28日に「日本輸出入銀行法の一部を改正する法律」(平成元年法律第46号)が、「日本開発銀行法の一部を改正する法律」(平成元年法律第47号)が公布・施行された。2)

#### [注]

1) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』(平成14年、日本政策投資銀行) 557-562ページ、国際協力銀行編『日本輸出入銀行史』(平成15年、国際協力銀行) 223-227ページ、

大前忠「日本輸出入銀行法及び日本開発銀行法の改正について」(『ファイナンス』平成元年9月号)を参照。

2) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録(昭和64年・平成元年)」193-194ページ、参議院法制局「第114回国会制定法審議要録」138-142ページ。

### 2 「日本開発銀行法」の改正 (平成3年4月、12月)

平成3年度には2度の「日本開発銀行法」の改正が行われ、資金調達・運用 に関する規定が改正された。

### (1) 「地域基盤整備資金」貸付けとユーロ円債の発行規定追加

平成3年4月の改正の趣旨は、経済・金融を取り巻く環境の変化の中で、社会資本の整備を適切に進められるよう日本開発銀行の機能を整備することであった。開銀の融資は原則として設備の取得者に対して行われていたが、社会資本の整備に係る事業については、完成後に譲渡することを予定して整備を行う場合であっても融資が可能となるように、第18条第1項に「地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金」という文言が加えられた。また、外債発行については、前述のECU債に加え、ユーロ市場において円がドルに次ぐ規模となっていたことから、円建てでの発行を可能とするため、第37条の2に「又は外国を発行地とする本邦通貨をもって表示する債券(次条第3項を除き、以下「外貨債券等」という。)」という文言を加え、外国での円貨建債券の発行が可能となった。そして、社会資本整備を促進するため、「日本開発銀行法」附則第20項を改正し、従来NTT株式の売払収入を活用して行っていた無利子貸付制度が拡充された。1)

以上の改正点を盛り込んだ「日本開発銀行法の一部を改正する法律案」は、 平成3年2月14日に閣議決定され、21日に国会に提出された。そして4月11日 に衆議院で可決、4月19日に参議院で可決・成立し、4月26日に「日本開発銀 行法の一部を改正する法律」(平成3年法律第43号)が公布・施行された。<sup>2)</sup>

### (2) 与信限度倍率の引上げ

平成3年12月の法改正の趣旨は、開銀に対する資金需要が旺盛で、当初の財 政投融資計画を大幅に上回る状況にあり、弾力条項の発動により出融資額は現 行限度額を超える見通しにあることから、平成元年の改正に続いて受信・与信 限度倍率を引き上げることであった。貸出しの増加により、長期間にわたって 資本金額が据え置かれてきた開銀の自己資本比率は8%台となり、開銀へは直 接の適用はないものの、BIS 規制に照らせば資本不足に陥ることも懸念された ため、自己資本の充実が急務とされていた。しかしながら、この時は景気対策 による融資規模の拡大が最優先とされたため、増資は見送られ、第18条の2第 1項の改正により受信限度倍率を自己資本の11倍から12倍に引き上げ、これと 連動して与信限度倍率が12倍から13倍に引き上げられるにとどまった。3)

以上の改正点を盛り込んだ「日本開発銀行法の一部を改正する法律案」は、 平成3年12月6日に閣議決定され、12月6日に国会に提出された。そして、11 日に衆議院で可決、13日に参議院で可決・成立し、12月20日に「日本開発銀行 法の一部を改正する法律 | (平成3年法律第100号) が公布・施行された。4)

#### [注]

- 1) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』(平成14年、日本政策投資銀行)558、696 ページ。
- 2) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録(平成3 年) | 204ページ、参議院法制局「第120回国会制定法審議要録 | 142-144ページ。
- 3) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』(平成14年、日本政策投資銀行)559ページ。
- 4) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録(平成3 年) | 204ページ、参議院法制局「第122回国会制定法審議要録 | 9-11、50ページ。

## 3 「日本輸出入銀行法」の改正(平成4年3月)

平成4年3月の「日本輸出入銀行法」改正の目的は、輸入の拡大及び開発途 上国等の経済発展の促進に資するために輸銀の機能の拡充を行うことであり、 具体的な改正点は、第18条の改正によるブリッジローン業務の創設、海外投資 金融の拡充、輸入金融の対象品目拡大、第39条の2の改正によるユーロ円債の 発行規定の追加であった。

ブリッジローンとは、多額の累積債務を抱える開発途上国が国際金融システムへの復帰が可能となるように、国際金融機関への延滞金などを解消するための資金を1年以内の短期のつなぎ融資として供与するものであり、第18条第9号として新たに加えられた。

また、従来はツー・ステップ・ローンの融資先は、外国政府、政府機関、地方公共団体に限定されていたが、第18条第6項を改正することにより、外国の民間銀行が融資先に加わり、日系100%の現地法人への転貸が可能となった。

輸入金融の対象は従来、第18条第4項において「国民経済の健全な発展のために必要な物資(設備を含む。)」とされていたが、日本の対外不均衡を緩和し、経済構造の更なる高度化と技術面での国際協力の推進を狙って、新たに「技術の受入れ」を対象に加えた。具体的には、ソフトウェアの輸入、宇宙ロケット打上げ実験の海外への委託等が想定されていた。

外貨債券の発行による資金調達を安定的かつ効率的に行うため、ユーロ市場においてドルに次ぐ規模となっていたユーロ円債が発行できることになった。すなわち、外貨債券の発行については第39条の2で規定されていたが、発行できる外貨債券に新たにユーロ円債が加えられたのである。1)

以上の改正を盛り込んだ「日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案」は、 平成4年2月12日に閣議決定され、2月25日に国会に提出された。そして、3 月26日に衆議院で可決、27日に参議院で可決・成立し、3月31日に「日本輸出 入銀行法の一部を改正する法律」(平成4年法律第21号)が公布・施行された。<sup>2)</sup>

#### [注]

- 1) 国際協力銀行編『日本輸出入銀行史』(平成15年、国際協力銀行) 225-227ページ。
- 2) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録(平成 4 年)」294ページ、参議院法制局「第123回国会制定法審議要録」68-70、384ページ。

## 4 日本開発銀行の増資規定の追加

平成4年12月の「日本開発銀行法」改正は、後述する同年8月の「総合経済対策」を受けて貸付け規模の拡大を図ることであった。まず、前年に引き続いて第18条の2第1項を改正し、受信限度倍率を自己資本の12倍から14倍へ、与

212

信限度倍率を同じく13倍から15倍へと引き上げた。そして、資本金について規定した第4条第3項に「政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、日本開発銀行に追加して出資することができる」という文言が追加され、第4項で「前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するもの」とされた。1)

以上の改正を盛り込んだ「日本開発銀行法の一部を改正する法律案」は、平成4年10月29日に閣議決定された。10月30日に国会に提出され、12月1日に衆議院で可決、12月10日に参議院で可決・成立し、12月16日に「日本開発銀行法の一部を改正する法律」(平成4年法律第103号)が公布・施行された。2)これ以後は増資をする際に「日本開発銀行法」の改正は不要となった。同年12月24日に53億円の追加出資を受けたのを嚆矢として、経済対策等に際しての低利融資による損益悪化を防ぐ目的で産業投資特別会計より毎年度追加出資が行われるようになった。3)

#### [注]

- 1) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』(平成14年、日本政策投資銀行) 558-559ページ。
- 2) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録(平成4年)」294ページ、参議院法制局「第125回国会制定法審議要録」29-31、66ページ。
- 3) 産業投資特別会計からの出資の年月日は、日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』 (平成14年、日本政策投資銀行) 950-960ページを参照。

# 第3節 経済対策等による融資機能の拡充

平成4年3月の「緊急経済対策」を嚆矢とする一連の経済対策、その間の阪神・淡路大震災対策、貸し渋り対策により、特殊銀行、とりわけ日本開発銀行の融資枠・融資機能が拡充された。以下では、各経済対策等において特殊銀行により採られた措置について時系列順に確認する。なお、日本輸出入銀行の経済対策に基づくアジア支援については次節で述べる。

### 1 「緊急経済対策」(平成4年3月31日)

平成4年3月31日の「緊急経済対策」では、「省力化投資の促進」の一環として開銀と北東公庫に「労働力不足に対応しつつ民間設備投資の促進を図るため、労働時間の短縮に資する等の省力化設備投資を行う事業者等に対する融資制度」を創設することが盛り込まれた。1)

これに対応して開銀では、5月1日より省力化設備投資促進融資の取扱いを開始した。7月末時点での融資実績は21件、123億円であり、平成4年度中に514億円の融資が行われた。2)

#### [注]

- 1) 経済企画庁調整局「経済対策集 I | (平成9年3月) 184ページ。
- 2) 同上、日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』(平成14年、日本政策投資銀行) 674 ページ。

## 2 「総合経済対策」(平成4年8月28日)

平成4年8月28日の「総合経済対策」では、「民間設備投資の促進」のための「政府関係金融機関の融資の活用等」として開銀と北東公庫合わせて、総額9000億円程度の貸付け枠の追加を行うとともに、省力化、省エネルギー、環境対策投資等のための融資制度を拡充することとされた。また、「輸入の促進」

のための政策金融の拡充策として、開銀の輸入体制整備融資の超低利化と輸銀 の製品輸入金融の貸出金利の引下げが盛り込まれた。1)

これを受けて開銀では、以下の措置がとられた。9月1日には前年に新設し た省力化設備投資促進融資制度の金利を引き下げ、10月15日にはエネルギー有 効利用融資制度、及びオゾン層保護対策設備導入促進融資制度の対象設備を追 加し、12月には上述の法改正により与信限度倍率が引き上げられた。2) そして、 これらの措置に対応するため、平成4年度補正予算で民間設備投資の促進に必 要な資金として資金運用部資金を7000億円追加し、輸入体制整備融資の金利引 下げに伴う損益の悪化を防ぐため、上述の法改正に基づき、12月24日に53億円 が産業投資特別会計より出資された。3)

輸銀では、10月に製品輸入金融制度の特定品目の追加及び特定重点品目の指 定が行われ、12月24日に輸入体制整備融資の利率を引き下げた。これらの措置 による損益の悪化を防ぐために、平成4年度補正予算で産業投資特別会計より 97億円が追加出資された。4)

#### [注]

- 1) 経済企画庁調整局「経済対策集 I | (平成 9 年 3 月) 153ページ。
- 2) 同上 166ページ。
- 3) 『国の予算』平成5年度 1072ページ。
- 4) 同上。

## 3 平成5年度の経済対策

平成5年度中には3度の経済対策が実施され、以下にみるように日本開発銀 行の融資機能の拡充が図られた。

## (1) 「新総合経済対策 | (平成5年4月13日)

平成5年4月13日の「新総合経済対策」では、「民間設備投資の促進」の一 環として「政府関係金融機関の融資の活用等」を図るため、開銀、北東公庫等 において総額5200億円の貸付け枠の追加等を行うとともに、省力化、事業転換 等のリストラ関連投資、電気事業者の行う電線の地中化及び光ファイバーの敷 設等のための融資制度の拡充が盛り込まれた。<sup>1)</sup>

これを受けて開銀では、電線の地中化融資、運輸関係ターミナルの高齢化・情報化対応融資を超低利融資の対象とした。<sup>2)</sup> そして、平成5年度における開銀の貸付規模を拡大するため、平成5年度第1次補正予算で4037億円の資金運用部資金の追加、低利融資制度創設に伴う損益の悪化を防ぐために産業投資特別会計から163億円の追加出資が実施された。<sup>3)</sup>

## (2) 「緊急経済対策」(平成5年9月16日)

平成5年9月16日の「緊急経済対策」では、「調和ある対外経済関係の形成」のための「輸入の促進」を図る目的で以下の2項目が盛り込まれた。4)

- ① 日本開発銀行等を対象に、輸入拡大に必要な設備投資や輸入拡大効果の大きい対日投資を融資対象とする「輸入促進基盤強化融資制度」を創設し低利融資を行うこと。
- ② 「構造調整に資する設備投資の促進」のための「政府系金融機関の融資の活用」の一環として、新分野への進出等のリストラクチャリングに取り組む意欲のある企業を幅広く支援するための相談窓口を日本開発銀行に設置すること。

これを受けて開銀では、9月に従来の「輸入体制整備融資」を「輸入促進基盤強化融資」と改称し、融資比率の引上げ、外資による輸入効果の高い設備投資などを対象に追加し、10月1日にリストラ投資支援センターを設置した。5) また、12月の平成5年度第2次補正予算で低利融資に伴う損益悪化を防ぐため、日本開発銀行に対して35億円の追加出資がなされた。6)

## (3) 「総合経済対策」(平成6年2月8日)

平成6年2月8日の「総合経済対策」では、「新規産業創出の促進と発展への支援」のため、開銀の貸付け枠を1000億円程度追加し、新たに「産業構造調整を進めつつ中長期的発展基盤の強化を図るため、開発・生産体制の集約化を行うとともに、雇用の確保や下請関連企業の行う事業に特段の配慮を行っている企業による新技術開発及び新分野進出事業を支援する低利融資制度」及び「規制緩和措置の実施に伴い創出される新規事業への投資や既存事業への新規

参入投資を促進するための融資制度」を創設することが盛り込まれた。7)

これを受けて開銀では、2月8日に規制緩和分野投資促進融資制度を創設し た。8) そして、2月の平成5年度第3次補正予算で低利融資による損益の悪化 を防ぐため、産業投資特別会計から130億円の追加出資がなされた。9)

#### [注]

- 1) 経済企画庁調整局「経済対策集 I | (平成9年3月) 126ページ。
- 2) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』(平成14年、日本政策投資銀行)725ページ。
- 3) 『国の予算』平成5年度 1110ページ。
- 4) 経済企画庁調整局「経済対策集 I」(平成 9 年 3 月) 112-121ページ。
- 5) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』(平成14年、日本政策投資銀行)741ページ。
- 6) 『国の予算』 平成6年度 1118-1119ページ。
- 7) 経済企画庁調整局「経済対策集 I」(平成9年3月)95-96ページ。
- 8) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』(平成14年、日本政策投資銀行) 951ページ。
- 9) 『国の予算』平成6年度 1147ページ。

### 4 阪神・淡路大震災における災害復旧融資の創設

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災への対応として、発生から1か月後の 2月17日に日本開発銀行に「阪神・淡路大震災災害復旧融資制度」が創設され た。同行では従来、災害融資を行ってこなかったが、電力・ガス等のライフラ インがこれまでに類例をみないほどの被害を被ったことを受けて新たに設置さ れた。対象事業は、電気・ガスに加えて大規模小売店の店舗、製造業の岸壁・ クレーン等に拡張され、最優遇金利を下回る超低利で融資が行われることとな り、また、融資期間、据置期間についても従来より延長された。2月24日には 「被災市街地復興特別措置法」(平成7年法律第14号) による国の総合的な被災 地支援の一環として「被災市街地復興整備特別融資」制度が創設され、防災に 配慮した良好な都市機能のために行われる建築物整備事業への融資を開始し た。1) その後、5月15日には、4月の「緊急円高・経済対策」に従って復旧融 資制度を拡充し、後背地の住宅や公共施設等の市民生活の安全性を確保するた め、震災で破壊された民有港湾施設の復旧事業を超低利制度の融資対象に追加 した。7月28日には復旧融資制度の適用期間を1年延長したが、翌年に更に1 年再延長され、平成9年9月30日に電力、ガス、バス、通信等を除いて適用期

間が再延長された。同行の災害復旧貸付けは、平成11年7月31日までに計105件、1777億円に上った。<sup>2)</sup>

以上の災害復旧のための低利融資に伴う損益悪化を防ぐため、平成7年2月の平成6年度第2次補正予算、平成7年5月の平成7年度第1次補正予算において、産業投資特別会計よりそれぞれ250億円、17億円の出資が行われた。3)

#### [注]

- 1) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』(平成14年、日本政策投資銀行)726-727ページ。
- 2) 総理府阪神・淡路復興対策本部事務局編『阪神・淡路大震災復興誌』(平成12年、大 蔵省印刷局) 257-258ページ。
- 3) 『国の予算』平成7年度1084、1116ページ。

## 5 平成7年度の経済対策

平成7年度には4月の「緊急円高・経済対策」及び9月の「経済対策—景気回復を確実にするために—」と2度にわたって経済対策が実施され、日本開発銀行及び日本輸出入銀行の融資機能の拡充が図られた。

## (1) 「緊急円高・経済対策」(平成7年4月14日)

平成7年4月14日の「緊急円高・経済対策」では、「規制緩和の前倒し、輸入促進策等」の一環としての「輸入拡大のためのインセンティブ強化」のために「政府関係金融機関の輸入関連融資制度の拡充により、輸入拡大規模の大きい住宅、自動車等の輸入の拡大を図る」こと、「経済構造改革の推進」の一環としての「経済フロンティアの拡大」のために「特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法」(平成7年法律第61号)(いわゆる「事業革新法」)の活用が盛り込まれた。1)

これを受けて開銀では、5月に輸入促進基盤強化融資の対象事業者に「その他輸入品を取り扱う者」を追加するとともに、対象事業へ「輸入関連サービスの提供」、「輸入関連の管理事務」を追加し、また、外資系企業が自動車及び同部品に係る投資を行った場合における「初の本格的投資」要件を緩和した。また、「産業構造改革促進」融資制度を「事業革新円滑化」融資制度に改称し、

新分野進出及び開発・生産体制集約化を拡充するとともに、保有する技術、人 材等の経営資源の有効活用を行う経営資源活用事業を対象に追加した。2)

輸銀では、6月28日の日米自動車交渉の決着を受けて、自動車輸入促進のた め、8月16日にゼネラル・モーターズとフォードに対する融資を決定した。こ れは貿易摩擦の緩和のため、両社が製造する乗用車の対日輸出に必要な設備投 資・研究開発投資資金に充当されるもので、米ドル建てで実施された。<sup>3)</sup>

### (2) 「経済対策 | (平成7年9月20日)

平成7年9月20日の「経済対策」においては、「経済構造改革の一層の推 進|のため、①「科学技術・情報通信の振興、教育、社会福祉施設等の整備 等 |、②「新規事業育成策 |、③「輸入・対日投資の促進等 | の各分野で開銀の 融資機能の補強・拡充が盛り込まれた。まず、①では、「情報通信インフラー の整備のため、純粋民間事業者による郵政省所管の民活法施設整備を促進する ために「民活法」が改正され、開銀の NTT 低利融資に対する利子補給金が通 信・放送機構より受けられるようになった。また、②では、「新規事業育成支 援のための低利融資制度の創設等、新規事業の創業期・立ち上がり期における 資金調達を円滑化するための公的機関による支援策を拡充・強化する | とされ た。また、③では、「日本貿易振興会(IETRO)の支援事業の実施により FAZ 〔輸入促進地域〕構想を推進するとともに、対日投資を促進するための低利融資 制度を日本開発銀行等に創設する | とされた。4)

これらを受けて開銀では、新規事業育成支援融資の対象に新規性のあるサー ビスを提供する事業者を追加し、事業者に対してより一層のインセンティブを 与えるために超低利融資を行った。そして、ハイテク関連事業に係る本格的対 日投資に対する超低利融資制度(平成8年度まで)を新設した。<sup>5)</sup>

以上の低利融資に伴う損益の悪化を防ぐため、平成7年度第2次補正予算に おいて産業投資特別会計より115億円が出資された。6)

#### [注]

- 1) 経済企画庁調整局「経済対策集 I」(平成9年3月)69、72ページ。
- 2) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』(平成14年、日本政策投資銀行)672ページ。
- 3) 国際協力銀行編『日本輸出入銀行史』(平成15年、国際協力銀行) 307ページ。
- 4) 経済企画庁調整局「経済対策集 I | (平成 9 年 3 月) 15-17ページ。

- 5) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』(平成14年、日本政策投資銀行)725ページ。
- 6) なお、このときの追加出資には「特定新規事業実施円滑化臨時措置法」(平成元年法 律第59号)(通称「新規事業法」)の認定事業に対する産業基盤整備基金が行う債務保 証業務に必要な資金も含まれている(『国の予算』平成8年度1110ページ)。

## 6 「21世紀を切り開く緊急経済対策」(平成9年11月18日)

平成9年11月18日の「21世紀を切り開く緊急経済対策」では、「土地の取引活性化・有効活用」のための「都市の再構築を図るための施策」及び「輸入・対内直投促進のための支援」の一環として日本開発銀行の融資要件の緩和が盛り込まれた。その具体的内容は、都市の再構築については、都市中心市街地(商業地域内)における容積率の抜本的緩和のため、高度利用地区の建築物の整備への融資を拡充すること、土地の高度利用・市街地の活性化等を積極的に進めるため、民間都市開発事業者に対する長期低利融資を積極的に活用することであった。また、「輸入・対内直投促進のための支援」については、財政投融資を適切に活用することとされた。1)

これを受けて開銀では、市街地再開発、市街地高度利用、特定民間都市開発 事業、輸入・対内投資促進の各分野の融資要件の緩和を実施した。<sup>2)</sup>

#### [注]

- 1) 経済対策閣僚会議「21世紀を切り開く緊急経済対策」(平成9年11月18日) 11-12、 25ページ。
- 2) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』(平成14年、日本政策投資銀行)725ページ。

## 7 日本開発銀行の貸し渋り対策

## (1) 「金融環境対応融資制度」の導入

平成9年秋に、民間金融機関の貸し渋りが顕在化したことを受け、12月24日にその対策として「《経済構造の変革と創造のための行動計画》のフォローアップについて」が閣議決定された。その中の「国際的に魅力ある事業環境の創出」の一環として「金融システムの安定性確保に万全を期すとともに、民間金融機関の「貸し渋り」が懸念されていることから、健全な中小・中堅企業に

対して必要な資金が円滑に供給されるよう、財政投融資の適切な活用による政府系金融機関の融資の拡充、信用保証協会等の保証機能の活用等を図り、平成9年度における財政投融資の補正及び弾力条項の発動を含め、必要な資金の確保に努める」ことが盛り込まれた。1)

これを受けて日本開発銀行では、貸し渋り対策として、同月「金融環境対応融資制度」を導入した。この融資制度は「設備投資円滑化資金」、「返済円滑化資金」、「設備投資付随資金」の3つから構成されていた。「設備投資円滑化資金」及び「設備投資付随資金」は金融システム不安の下で民間金融機関からの借入れに困難をきたしている中堅企業への設備資金やそれに付随する非設備資金、「返済円滑化資金」はメインバンクの破綻等により資金調達難に陥っている中堅企業に対して設備投資に係る返済資金をそれぞれ融資するものであった。2) こうした中小企業、中堅企業の資金調達の円滑化を図る措置を行うため、12月の平成9年度補正予算において300億円の財政投融資が追加された。3)

### (2) 「金融環境対応融資制度」の拡充

平成10年になると貸し渋りはますます深刻化していった。平成10年2月20日、前年に発生したアジア通貨危機に対する支援を主軸に据えた「東南アジア経済安定化等のための緊急対策について」が閣議決定され、「アジア経済の安定化のためには、我が国経済が力強い回復を遂げることが重要」であり、「アジア諸国及び我が国国内において貸し渋りが進行する中で企業の事業活動を支援する観点から、財政投融資の適切な活用を図ることが必要である」という観点から、国内の貸し渋り対策が盛り込まれた。その中で、「貸し渋り等により資金調達に支障をきたすおそれのある企業の事業活動を支援する観点から、日本開発銀行及び北海道東北開発公庫に融資制度を創設したところであるが、その融資対象の拡充を図る」こと、そして「その融資比率について、民間金融機関の協調融資に支障が生じる場合には、民業補完の基本的位置づけを踏まえつつ、融資の実行にあたり弾力的な対応を図る」とされ、そのための資金については財政投融資の弾力条項の発動により対応するとされた。4)

これを受けて開銀では、これまで中堅企業に限定されていた金融環境対応融資の対象を一部上場企業のうち社債格付けが AAA (トリプル A) でない企業にまで拡大した。そして、その資金として 2 月25日に財政投融資の弾力条項を発

動し、1500億円の財政投融資の追加を実施した。5)

4月24日には、前述の「総合経済対策」が出され、中堅企業金融対策の一環として開銀に対し「金融環境対応等保証制度」を導入することが盛り込まれた。6) これを受けて開銀では、同制度を創設し、平成10年度第1次補正予算で産業投資特別会計より120億円の出資を行うこととされた。7)

その後、貸し渋りが一層激化したため、8月28日に「中小企業等貸し渋り対策大綱」が閣議決定され、その中で日本開発銀行及び北海道東北開発公庫の環境変化対応融資制度の拡充と相談窓口の拡充が盛り込まれた。8) これを受けて開銀では、設備投資に付随して生じる在庫・原材料の手当てのための増加運転資金を新たに対象に加え、非設備資金融資を拡大した。9)

### (3) 「日本開発銀行法」附則の改正

これまでの貸し渋り対策は、既往の「日本開発銀行法」の枠内での運用で行ってきた。しかしながら、経済状況の悪化に伴って政府・産業界からは「日本開発銀行法」を改正し運転資金も融資対象とすべきである、という要請もあった。8月20日、小渕恵三首相は金融機関の貸し渋り緩和のため、信用保証協会の中小企業に対する信用保証枠の拡大とともに、「日本開発銀行法」を国会開会中に改正し、民間企業への運転資金融資を行えるようにするなどの対策を大蔵省に検討するよう指示した。10) 10月中には日本開発銀行の内部でも法改正に関する議論が行われた。11)

平成10年11月16日の「緊急経済対策」の中で、「中堅企業向けの貸し渋り対策を抜本的に強化するため、日本開発銀行等の政府系金融機関において、代理貸しの導入、転貸資金融資の導入や融資比率の弾力化を含めた融資制度の拡充、保証料率下限の引下げ等による保証制度の強化を行うとともに、非不動産担保の活用を図る」こと、「今後見込まれる社債の大量償還に対応すべく融資機能等を活用するとともに、企業の資金需要に機動的に対応するべく長期運転資金の融資を本格化する」ことが盛り込まれた。12)

これを受けて「日本開発銀行法」を改正し、金融環境対応融資制度の更なる 拡充を図ることとなり、改正は大野功統衆議院議員ら4名の議員立法による附 則の改正として行うこととなった。この改正は、平成12年度末までの時限的措 置とされ、附則第23項を「(「日本開発銀行法」)第18条第1項各号に掲げる業務 の他、銀行その他の金融機関による金融取引の調整その他の金融機関側の事由による当該金融機関からの借入れの減少等が生じていることによりその実施に支障を生じている産業の開発及び経済社会の発展に寄与する事業の円滑な遂行を図るために、次の業務を行うことができる」とし、長期運転資金、社債償還に必要な資金(長期開発・運転資金)、及び長期運転資金の返済資金を新たに対象とし、日本開発銀行はこれらに対して融資、債務保証、及び社債応募(長期運転資金については債権譲受可能)を行うことを可能とするものであった。

以上の「日本開発銀行法等の一部を改正する法律案」は、平成10年12月1日に国会に提出され、4日に衆議院で可決、11日に参議院で可決・成立し、12月15日に「日本開発銀行法等の一部を改正する法律」(平成10年法律第144号)が公布・施行された。13)

#### [注]

- 1) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』(平成14年、日本政策投資銀行)728ページ、 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録(平成9年)」 25ページ。
- 2) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』(平成14年、日本政策投資銀行)728ページ。
- 3) 『国の予算』平成10年度 1069ページ。
- 4) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録(平成10年)」113-116ページ。
- 5) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』(平成14年、日本政策投資銀行)729ページ。
- 6) 同上。
- 7) 『国の予算』 平成10年度 1107ページ。
- 8) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録(平成10 年)」216-217ページ。
- 9) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』(平成14年、日本政策投資銀行)729ページ。
- 10) 「開銀が運転資金融資」(『日本経済新聞』平成10年8月20日夕刊)。
- 11) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』(平成14年、日本政策投資銀行)729ページ。
- 12) 経済対策閣僚会議「緊急経済対策」(平成10年11月16日) 6ページ。
- 13) 参議院法制局「第144回国会制定法審議要録」1-4ページ。この時は併せて「北海道 東北開発公庫法」、「沖縄振興開発金融公庫法」の改正も行われた。平成10年12月3日 の衆議院大蔵委員会において大野功統議員は提案者を代表して以下のように趣旨を説 明している。

「法律改正をしないとどうしてもできないことがある。それは何かといいますと、社 債償還等の問題、それから長期運転資金であります。この二つは法律改正をして、今、 年末を控えて本当に運転資金等の需要がふえておる、こういうところを手当てしてあ

げましょう。特に平成十年度は社債の償還が大量に発生しております。こういうところもやっていきましょう、こういうことであります。

ただ、歴史の流れは行革、行政改革であります。行政改革の中で政府系金融機関の業務を拡大する方向であるわけでございますが、これはやはり我々政治家の決断だと思います。政治家として、今現在の状況にかんがみて絶対断固戦っていかなきゃいけないのは、やはり信用収縮に対抗することではないでしょうか。そういう意味で、平成十三年の三月三十一日まで、こういう時限を切って、そしてまた議員立法として今回御審議をお願いしている次第でございます。」(「第144回国会衆議院大蔵委員会議録」第1号(平成10年12月3日)2-3ページ)。

### 8 平成10年度の経済対策

平成10年度には2度の大型の経済対策が実施された。平成10年4月24日の「総合経済対策」では、上述の貸し渋り対策に加えて、プロジェクトファイナンスの考え方に基づき、PFI事業推進に資する融資制度を日本開発銀行等に創設することとされた。また、土地の整形・集約化と優良な都市の再開発等を進めるため、民間からの資金調達に対し、日本開発銀行や住宅金融公庫等の政府系金融機関による信用補完の充実を図ること、また、プロジェクトファイナンス的な手法により、日本開発銀行の融資等の活用を図るとともに、住宅金融公庫及び民間都市開発推進機構の融資、参加業務等の拡充を図ること、特定目的会社の発行する資産担保証券で優良な都市再開発事業等のプロジェクト性のあるもので保証を要するような場合、民間金融機関等が保証を付すことが困難であり、かつ、当該プロジェクトが社会的に意義が高く政策的に支援する必要があるものについて、日本開発銀行が保証を付すことを検討することが盛り込まれた。1)

これを受けて日本開発銀行では、平成10年5月にPFI融資制度を創設した。<sup>2)</sup> そのため、6月の平成10年度第1次補正予算で財政投融資計画を1003億円追加し、そのための原資として資金運用部からの借入金を880億円追加するとともに、産業投資特別会計より123億円の追加出資を行うこととし、前述の貸し渋り対策のための出資分と合わせて242億5000万円の出資が実施された。<sup>3)</sup> 同年11月16日の「緊急経済対策」では、上述のように貸し渋り対策が実施され、12月の平成10年度第2次補正予算で出資規模が1兆4101億円追加された。その原資の内訳は、資金運用部からの借入金が1兆980億円、産業投資特別会

## 計からの出資金が3121億円であった。4)

#### [注]

- 1) 経済対策閣僚会議「総合経済対策」(平成10年4月24日) 5ページ。
- 2) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』(平成14年、日本政策投資銀行)739ページ。
- 3) 『国の予算』平成10年度 1107-1108ページ。
- 4) 『国の予算』平成11年度 1055ページ。これは貸し渋り対策の推進に伴う与信リスク の増加及び与信限度の引上げに対応するとともに、新たな事業の創設を促進するため、 産業基盤整備基金が行う債務保証事業等に必要な資金を確保するためである。

# 第4節 アジア通貨危機と日本輸出入銀行

## 1 日本輸出入銀行のアジア支援

1997年(平成9年)7月、タイの通貨「バーツ」の暴落は東アジア、東南アジアに伝播し、通貨危機に発展した。日本はアジア諸国に金融的な支援を実施したが、日本輸出入銀行はその中心的な役割を果たした。

平成12年3月までのアジア支援の実績を示した表 2-2-5によれば、支援総額は3兆5269億円であり、その内訳は投資金融等で1兆3719億円、アンタイド・ローン等が2兆1550億円であった。また、中堅・中小企業を含む日系企業への投資金融等による支援については、タイが相手国の第1位であり、次いでインドネシア、マレーシアの順に多く、韓国向けの案件は少なかった。通貨危機を受けて日本政府はタイ、インドネシア、韓国の3か国に対して、それぞれの国の通貨安定を支援するため、国際的な枠組みの中での二国間支援を行うことを発表した。このうち、タイに対しては、平成10年8月11日に輸銀の40億ドル相当円のアンタイド・ローンの供与が発表され、実施された。1)

平成10年2月20日に、上述の「東南アジア経済安定化等のための緊急対策について」が閣議決定された。この緊急対策は、「経済困難に見舞われている東南アジア地域が潜在的な力を発揮して再び力強い経済成長を続けるよう」に、特に困難な状況にあるインドネシアに対する支援を重点としたものである。

その中で輸銀は、(1) アジア各国の現地民間企業活動支援のための投資金融の活用により、国内企業及び現地日系企業のアジアにおける投資を支援すること、(2) アジアの現地輸出関連企業の支援のためツー・ステップ・ローンを実施するため、現地公的機関に対する融資を行うこと、とされた。インドネシア対策としては、貿易金融の円滑化に対する支援として、日本輸出入銀行のツー・ステップ・ローンを早期に供与し、現地日系企業への同行の投資金融を適切に行うことが盛り込まれた。<sup>2)</sup>

これを受けて輸銀は、2月27日「アジア経済安定化のための投資金融実施要領」を制定した。この要領は、信用収縮問題に直面していた東南アジアの現地

日系企業の支援を目的としており、対象国は、原則としてタイ、インドネシア であり、他の ASEAN 加盟国及び韓国はケース・バイ・ケースで対応すると され、貸出先は現地日系事業会社、資金の使途は当該日系企業の事業資金 (1998年(平成10年) 3、4月の資金需要が対象)であった。3)

これに対する措置として、2月25日に弾力条項により3000億円の財政投融資 の追加がなされた。4)

### [注]

- 1) 国際協力銀行編『日本輸出入銀行史』(平成15年、国際協力銀行) 290ページ。
- 2) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録(平成10 年) | 113-116ページ。
- 3) 国際協力銀行編『日本輸出入銀行史』(平成15年、国際協力銀行) 291ページ。
- 4) 「財投4700億円追加」(『日本経済新聞』平成10年2月26日朝刊)。

表 2-2-5 日本輸出入銀行のアジア支援の実績

(単位:億円)

	タイ	インドネシア	韓国	フィリピン	マレーシア	その他	合計
投資金融等	4,106	2,543	109	930	1,230	4,802	13,719
第1次	920	905	_	6	22	747	2,600
第2次	958	346	_	161	42	88	1,595
第3次	1,924	848	109	246	416	2,385	5,928
通常案件	304	444	_	517	750	1,582	3,596
アンタイドローン等	7,081	3,934	6,504	2,076	1,955	-	21,550
IMF パラレルローン	4,800	_	_	_	_	-	4,800
ツーステップローン	400	1,700	1,300	_		_	3,400
新宮澤構想	1,881	2,234	5,204	2,076	1,955	_	13,350
合計	11,187	6,477	6,613	3,006	3,185	4,802	35,269

<sup>(</sup>注) 第1次: 平成10年2月20日付「東南アジア緊急支援策」に基づくアジア支援案件。

第2次:平成10年4月24日付「総合経済対策」に基づくアジア支援案件。

第3次:平成10年11月16日付「緊急経済対策」に基づくアジア支援案件。

(出所) 国際協力銀行編『日本輸出入銀行史』(平成15年、国際協力銀行) 300ページ。

## 2 経済対策による日本輸出入銀行のアジア支援

## (1) 「総合経済対策」(平成10年4月24日)

平成10年4月24日の「総合経済対策」では、「アジア支援策」が大きな柱の 一つとなった。外貨不足等により、困難な状況にあるアジア諸国経済の早期安 定化に資するよう、貿易金融の円滑化等を支援するとともに、円借款の活用等により、社会的弱者等にも配慮しつつ経済構造改革を支援するため、日本輸出入銀行のツー・ステップ・ローンや投資金融及び輸入金融を活用することが盛り込まれた。1)

これを受けて輸銀では、アジア諸国の貿易金融の円滑化を支援するため、5月27日に韓国輸出入銀行バンクローンの契約を、6月18日にはインドネシア向けアンタイド・ツーステップ・ローン(経済再建支援)の契約を調印した。 $^{2)}$  そして、このための資金として、5月の平成 $^{10}$ 年度第1次補正予算で $^{5900}$ 億円の財政投融資の追加を行った。 $^{3)}$ 

### (2) 「アジア通貨危機支援に関する新構想」(新宮澤構想)

平成10年10月、日本政府は「アジア通貨危機支援に関する新構想」(通称「新宮澤構想」)を発表した。同構想は、総額で300億ドル規模の資金支援スキームを用意するものであり、その内訳はアジア諸国の実体経済回復のための資金支援が150億ドル、これらの諸国が経済改革を推進していく過程で短期の資金需要が生じた場合の備えが150億ドルであった。対象分野は、民間企業債務などのリストラ策及び金融システムの安定化・健全化対策、景気対策、貸し渋り対策であった。輸銀はこの構想の中で、アジア諸国への融資の供与、アジア諸国が民間金融機関から行う借入れに対しての保証、アジア諸国が発行するソブリン債の保証を行うことが盛り込まれた。4)

輸銀はこの構想に従って、世界銀行などとの協調融資による金融セクター調整融資、現地製造業支援のための政府系金融機関に対するツー・ステップ・ローン、インフラ整備事業に対する資金協力などを各国の実情に応じて供与する方針をとった。なお、この時点の「日本輸出入銀行法」では民間金融機関からの借入れの場合しか保証できず、ソブリン債の引受けについては新宮澤構想においても「所要の法改正が必要」とされていた。この点は後述する「国際協力銀行法案」に盛り込まれ、国際協力銀行発足後に可能となった。5)

## (3) 「緊急経済対策」(平成10年11月16日)

平成10年11月16日の「緊急経済対策」では、「世界経済リスクへの対応」が 柱となった。「アジア諸国の通貨危機等への対応」として通貨危機に見舞われ ているアジア諸国の実体経済回復の努力を支援するため、先進諸国等との協調を図るとともに輸銀の融資を行うこと、「アジアの現地日系企業等に対する支援」として、日本輸出入銀行の資金支援の活用を図ることが盛り込まれた。6)

これを受けて輸銀では、平成10年12月14日に「緊急経済対策に基づくアジア支援策に関する投資金融実施要領」を制定した。<sup>7)</sup> この融資を実施するため、12月の平成10年度第2次補正予算でアジア諸国の経済回復のために5700億円の財政投融資の追加を行った。<sup>8)</sup>

### (4) 「アジアの民間資金活用構想」(新宮澤構想の第2ステージ)

平成11年5月15日、マレーシアで開催されたアジア太平洋経済協力会議 (APEC) 蔵相会議において宮澤喜一大蔵大臣より「アジアの民間資金活用構想」が発表された。この構想は前述の「新宮澤構想」をベースとし、アジア経済が新たな段階に入りつつあるとの認識に基づき、従来の直接的な公的資金協力は継続しつつも、当面総額2兆円程度の範囲内で民間資金の動員を支援する用意があることをうたっていた。輸銀はこの中で、「アジア諸国の国際金融・資本市場からの資金調達支援」のため、アジア諸国が民間金融機関から行う借入れに対する保証、アジア諸国が発行する公債に対する保証(平成11年10月1日から)、アジア諸国が発行する公債の取得(取得対象の拡大、取得比率の引上げ等を実施)、「アジアの民間企業向けエクイティー・ファンド等に対する支援」のため、アジアの民間企業を対象とするエクイティー・ファンドやデット・ファンド等に対して融資、出資、保証を行うことが期待された。9)

この構想を受けて輸銀では、民間金融機関側とアジア諸国側の双方に対する 案件発掘の情報交換を開始し、具体的な案件に即して実施要領の検討を行っ た。<sup>10)</sup>

#### 〔注〕

- 1) 経済対策閣僚会議「総合経済対策」(平成10年4月24日) 18ページ。
- 2) 国際協力銀行編『日本輸出入銀行史』(平成15年、国際協力銀行) 292、594ページ。
- 3) 『国の予算』平成10年度 1107ページ。
- 4) 「新宮澤構想」の概要は国際協力銀行編『日本輸出入銀行史』(平成15年、国際協力銀行) 292ページ、岸本周平「新宮澤構想の使命とアジア通貨基金」(『ファイナンス』 平成11年5月号) を参照。

なお、「新宮澤構想」の経緯及び日本輸出入銀行の役割について、後に宮澤喜一元首相は以下のように回想している。「あのときは、当初、アジア通貨基金(AMF=アジア・マネタリー・ファンド)をつくろうという構想があって、日本もいろいろな案を持って歩きましたが、アメリカとぶつかったりして、結局実現しませんでした。しかし、日本にこれだけの外貨の蓄積があれば、アジアのために使えるんだという認識は、みんなが持っていたわけで、97年7月から98年のアジア通貨危機のときにも、「それなら使ったらいいじゃないか」という発想で打ち出したわけです。」

「(外貨と国内の財政赤字問題は)ある程度切り離して議論はできますね。日本輸出入銀行の金が使えますしね。外為の金も使えますしね。そういう意味で財政とは切り離して自由に使える部分がございますね。日本輸出入銀行というのは、非常にうまく使えるいい機構でしたね。」(五百旗頭真・伊藤元重・薬師寺克行編『90年代の証言宮澤喜一 保守本流の軌跡』(平成18年、朝日新聞社)81-82ページ)。

- 5) 国際協力銀行編『日本輸出入銀行史』(平成15年、国際協力銀行) 293ページ。
- 6) 経済対策閣僚会議「緊急経済対策」(平成10年11月16日) 13ページ。
- 7) 国際協力銀行編『日本輸出入銀行史』(平成15年、国際協力銀行) 292ページ。
- 8) 『国の予算』平成11年度 1055ページ。
- 9) 「アジアの民間資金活用構想」の全文及び概要については、土井俊範「アジア通貨危機と今後の課題 | (『ファイナンス』平成11年10月号)を参照。
- 10) 国際協力銀行編『日本輸出入銀行史』(平成15年、国際協力銀行) 293ページ。